

議 事 録

第 17 期名護市農業委員会 第 34 回 総 会

令和 5 年 6 月 30 日 (金)

名護市農業委員会 第34回総会

開催日時 令和5年6月30日(金) 午前10時00分～午前11時40分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	×	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	×	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	◎	8番	具志堅 安盛	◎	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	○
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第200号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第201号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第202号 農用地利用集積計画の意見決定について
 - 第203号 非農地証明願について
 - 第204号 名護市農業振興地域整備計画の見直しについて
 - 報告 農用地利用集積計画に関する意見について

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。

本日の議事録署名人は7番、8番の委員を指名しますので、よろしくお願
いします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第34回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第200号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

事務局

整理番号1番 数久田の1筆、地目は畑。面積は260㎡。

新規就農のための無償移転。従事日数は150日、予定作物は野菜です。

整理番号2番 為又の2筆、地目は田。面積は4,211㎡。新規就農のため
の有償移転。従事日数は280日、予定作物は果樹です。元々は利用権の
案件でしたが、3条の有償移転になります。

整理番号3番 稲嶺の1筆、地目は畑。面積は1,020㎡。規模拡大のため
の有償移転。従事日数は160日、予定作物はアボカド、レイシです。受
人は県外の出身で名護市に移住予定です。

整理番号4番 真喜屋の1筆、地目は田。面積は180㎡。新規就農のため
の無償移転。従事日数150日、予定作物島バナナです。受人はうるま市
出身で名護市に移住予定です。

整理番号5番 屋部の5筆、地目は畑。面積3,799㎡。新規就農のため
の無償移転。従事日数は150日、予定作物は果樹です。受人は豊見城市在
住ですが通う予定です。

整理番号6番 屋部と宇茂佐の5筆、地目は田んぼ。面積3,156㎡。新
規就農のための3条賃貸借。従事日数192日、予定作物はジャガイモ、キ
ャベツ、花卉、トマトです。今回譲受人である法人は農地所有適格法人で
はないので、解除条件付きの賃貸借契約となります。

整理番号7番 安部の2筆、地目は畑。面積3,987㎡。規模拡大のため
の使用賃借。従事日数は250日、予定作物はウコンです。

整理番号8番 我部の4筆、地目は畑。面積1,032㎡。新規就農のため
の有償移転。従事日数は150日、予定作物はサトウキビです。

- 事務局 整理番号 9 番 饒平名、済井出、屋我の 4 筆、地目は畑。面積 4,159 m²。新規就農のための賃貸借。従事日数は 150 日、予定作物はパパイヤ、サツマイモ、パインです。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
- 6 番の解除条件付き賃貸借契約について教えてください。
- 事務局 法人が農地を取得するには本来は農地適格法人の条件をクリアしないといけないが、社会福祉法人は農地を取得することができないので解除条件付となっており、きちんと営農されてない場合は契約を解除するという内容で賃貸借契約になります。
- 委員 「従事者の使用人」とは何ですか。
- 事務局 社会福祉法人の中で使用人として働いている用務員が 192 日従事します。
- 委員 4 番について。180 m²と小さい土地だが 150 日も従事するのですか。
- 事務局 申請書に記入されている通り 150 日です。
- 事務局 3, 4 番は名護市で農地を探していてあっせんもして欲しいと言っています。
- 委員 50 坪で 1 年かけてするのでしょうか。
- 委員 下限面積の撤廃が始まったばかりなので、色々な意見が出てくると思います。
- 委員 従事日数 150 日だが、1 日の従事日数を何時間でとらえるのか。1 日の労働時間を 8 時間でとらえるのか、30 分でとらえるのか。その辺は指導して。農業従事者のための下限面積なので従事日数にとらわれなくてよいのではないですか。
- 議長 他に質疑はございませんか。質疑がないようなので可決としてもよろしい

ですか。

委員 異議なし

(第 201 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 為又の 2 筆、面積が合計で 303 m²。所有権移転による一般住宅での計画で周辺農地が 0.2 ha の一団農地で第 2 種農地となっています。

整理番号 2 番 田井等の 2 筆、面積が合計で 225 m²。賃貸借による駐車場の計画となっております。少し前に診療所の転用申請について許可が出ており、その診療所のため駐車場として隣接地の転用申請になります。周辺農地が 1.3 ha の一団の農地で第 2 種農地となっています。現状、砂利が入っているので始末書を出してもらっています。

整理番号 3 番 親川の 1 筆、面積が 1,524 m²。所有権移転による駐車場での計画です。こちらにも既に隣に車が止まっている様子があり、この会社が駐車場として使用している様子があるため、始末書つきでの申請となっております。周辺の農地が 2.1 ha の一団の農地で、第 2 種農地と判断されます。

整理番号 4 番 宇茂佐の 1 筆、面積が 714 m²のうち 370 m²。所有権移転による共同住宅の計画、周辺の農地は宅地連たんで第 3 種農地となっています。

整理番号 5 番 宇茂佐の 1 筆、面積が 714 m²のうち 343 m²。所有権移転による共同住宅での計画となっています。先ほどの 4 番と関連する申請で、元々 4 番と 5 番は一つの農地であったところ、二つに分けてそれぞれ別の方が共同住宅を計画する形となっています。農地区分は先ほど同じく宅地連たんで第 3 種農地となっています。

整理番号 6 番 旭川の 1 筆、面積が 364 m²。所有権移転による建売住宅での計画、周辺の農地が 1.6 ha の一団の農地で第 2 種農地と判断されます。

整理番号 7 番 三原の 1 筆、面積が 1,125 m²。賃貸借による養殖場用地での計画となっており、譲受人の方が県外在住で 2 県でレストランを経営

事務局 　　　　して、レストランで提供するための食用の魚を養殖する計画となっています。譲受人が県外の方ですが本人も月1回は沖縄に来る予定ですが、それ以外はアルバイトを雇用する計画です。周辺の農地は0.1haの一団の農地で第2種農地となっています。

整理番号8番、9番、10番は一体の計画になっていて同時申請となっています。

整理番号8番 瀬嵩の1筆、面積が376㎡のうち23㎡。使用貸借による進入路での計画となっています。道向かいの所が去年の10月の総会で許可を得た学生寮が建設される予定地で、その工事のための一時的な現場事務所及び資材置き場として反対側の農地を3年間利用する計画となっております。農地区分は3.5haの一団の農地で第2種農地と判断されます。

整理番号9番 瀬嵩の1筆、面積が944㎡。使用貸借による資材置場での申請で、農地区分と計画内容は8番と同じ計画となっております。

整理番号10番 瀬嵩の1筆、面積が639㎡。使用貸借による現場事務所及び駐車場の計画で、こちらも8番・9番と同じ計画となっております。

整理番号11番 屋部の2筆、面積が660㎡。賃貸借による学童クラブの計画で、周辺農地は1.7haの一団の農地で第2種農地となっています。現場が元々新しい屋部支所ができる間の仮の支所の駐車場として使われており砂利が敷かれていたところですが、本来の申請地に関して支所が使い終わってから学童を建てるということで農地の復元は求めずにそのまま次の転用計画となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 3番について質問します。転用目的で駐車場となっておりますが、廃車置場にならないか懸念していますがいかがでしょうか。

事務局 申請書の計画にはレンタカー及び中古車販売の計画となっております。そのための車両置き場となっておりますので、事務局で把握している中では廃車を置くような計画ではないと思います。

委員 地元でも廃車置場で転用できないかという相談があったので、ちゃんと駐車場として活用されれば問題はないと思います。

議長 他に質疑はございませんか。質疑がないようなので可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 202 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 5 年 6 月 27 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼がござっております。利用権設定者は、譲渡人 8 名。譲受人 7 名。設定筆数 8 筆、面積 14,664 m²。内、賃借権 4 筆、使用貸借権 1 筆、所有権移転 3 筆になります。

整理番号 1 番 我部祖河の土地。面積が 2,115 m²で 3 年の賃借権。この土地に関して新規で 2 人で 250 日の従事になります。

整理番号 2 番と 3 番 一括して説明します。古我知の土地。面積が 561 m²で利用権の所有権移転、1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 4 番 勝山の土地。面積が 1,065 m²で 15 年の賃借権。新規、1 人で 150 日の従事になります。

整理番号 5 番 面積が 1,888 m²で 5 年の賃借権になります。

整理番号 6 番 幸喜の土地。面積が 801 m²で 1 年の使用貸借権。この土地について新規。1 年というのは所有権移転を想定しており、3 人で 250 日の従事になります。

整理番号 7 番 源河の土地。面積が 4,886 m²で 6 年の賃借権。新規、1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 8 番 古我知の土地。面積が 3,082 m²で所有権移転。1 人で 150 日の従事になります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 203 号 非農地証明願について)

調査員代理 整理番号 1 番 喜瀬、面積が 404 m²。当該地は山林化した傾斜地で 20 年以上前から耕作されていないため、農地としての活用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 源河、面積 4,942 m²。当該地は 30 年前から耕作がされていない土地で現況は原野化しており、農地としての活用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 屋部、面積 1,801 m²。当該地は学校用地として利用しており、農地としての活用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 4 番 中山、面積 13,738 m²。先月の総会で再度現地調査が必要とのことで私も調査してきました。昨年の調査では私は山林判定をしておりますが、先月の調査では金網があり中には入れないとのことでしたが、今回の調査で中に入ってきましたが、原状は山でありました。当該地は農地としての活用は困難なため、証明相当と判断する。

整理番号 5 番 山入端、面積 63 m²。当該地は農地としての活用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 宮里、面積 545.63 m²。当該地は農地としての活用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 7 番 大南、面積 109 m²。当該地は農地としての活用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

3 番について、名護市が農地を持っていることはおかしいと意見をつけております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 3番と6番について。私も見てきましたが名護市の土地ですが、用地課なり教育委員会なりが関係していると思いますが、非農地になった経緯を教えてください。

事務局 3番は学校を増築するというところで、事務局で建築確認をしたところ、現在学校が建っている場所が一部農地になっていることが判明しました。学校用地に地目変更が必要となり非農地証明を申請するよう要請しました。

委員 それ以前の問題ですよ。

委員 現地調査した際の意見書を説明してください。それを説明してもらわないと。今のご意見はおかしいと思う。説明不足です。

委員 昭和52年以前に建った校舎ですか。

事務局 昭和52年以前ではないです。

委員 行政が農地に建物を建てていいのですか。

委員 手続き上のミスがあったことを皆さんきちんと説明しないといけないですよ。

事務局 本来、学校用地に建設する前に地目変更をしないといけないが、それがされていませんでした。教育委員会の方に当時の資料がないとのことで確認ができませんでした。教育委員会には地目変更するように言っています。

委員 役所がそういう対応だと一般市民もそうしていいということになります。そのへんをきちんとしないといけないので、教育委員会なり用地課なり意見を聞いた方がいいです。

事務局 今回の案件についてしっかりと意見照会が来て、把握したということになりますが、当時の農地転用をしないで校舎が建っていることについての経緯は資料がなくて担当者もいないことで確認がされていませんでした。皆さんの物になっているのは間違いありません。公共の物を建てる際は農業委

事務局 員会へ照会をして確認する仕組みになっているので、今後はこういうことがないようにさらに注意していきます。今回の件も担当課に問い合わせはしています。今後はこういうことがないように注意していきますので、ご理解をいただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

委員 2番の源河の農地についてももう一度詳しく教えてください。

事務局 現地確認の際に周りが防風林に囲まれていて見えなかったが、木に登り上からのぞいて見る限り中は手入れをされているようでしたので申請者に連絡を取り確認したところ、申請者からは進入路がなく30年以上使用していないということでした。

委員 質問したいのは現状で農地として利用できるかできないということもありますよね。委員の説明では接道はないから進入路がないとのことだったが、非農地となる大まかな判断基準はどこにありますか。農地としての現状は現地調査員の判断では「出来る」という判断でしたが、先ほどの説明では進入路がないから出来ないということでした。面積が面積だけに、ここができれば向こうも出来るということにならないかという懸念がある。

委員 農地に復元出来るか出来ないかなんです。人が入れなければ非農地という判断は間違っていないと思います。

委員 現地調査に行きましたが進入路がないということにはならないと思います。道路には面していました。隣に車も停まっていたので、進入路がないということにはならないと思います。

事務局 はい。道路には面していました。

委員 道路は公の道路ですか。

事務局 公の道路です。車が通れます。申請者が言う進入路がないというのは、道路に面していないというよりも現状として木が生えていて道路からこの場所に入っていけない場所ということです。

委員 防風林はありました。認める認めないではなくて進入路がないでは理由にならないと思います。

委員 進入路がないということだったが、公の道路に面しているのであれば説明は違ってくる。

委員 進入路は造ればある。

事務局長 今の話として、ここの道路から高低差はなくて木は生えているけれどもそこから入れるのかどうか。ただ、問題は理由が「進入路がないから」ではなくて「ここが山林化している」というのであれば話は別なので、この非農地の理由が進入路がないからではないよね、ということを確認したい。

事務局 道路沿いは木が生えている状況でした。

委員 生えている木というのも大木ではなくてコンマ2のバックホウがあればすぐできるようなものです。

委員 ということで、理由は進入路がないということではないよねということですよ。

事務局長 中の山林化というのは入れなくて調べられていないということか。

委員 アカバナなどの植栽はされていました。

委員 以前はマンゴーやミカンが植えられていたと思います。

委員 そこです。放っておけば非農地になるのかという問題になります。そのために農地調査をしているが、それに対して事務局は「ちゃんと農業をしてください」という文書なり何なりを送っているのですか。

委員 県外の方の例ですが、以前に農地として使われていたがそのままにしていた。やる人によって非農地と言われればそうなるが、何年か前にはミカンとかマンゴーが植えられていたので、30年も農地として利用していなかったというのは違う。

委員 航空写真を見せてください。航空写真では隣は現状としてハウスが建っています。あれだけの面積を非農地で認めるのはちょっとおかしいと思う。

委員 コンマ 7 とか大きな重機を使う程の大きさではないです。コンマ 2 のバックホウでも農地に戻すことができます。面積も広いので非農地にすることが問題ではなく、これだけの面積を非農地にしてしまうとその後の影響を懸念しています。

委員 これを即判断をするのは厳しいので、保留にしてもう一度現地調査をしてはどうですか。本当に道があるのか、隣にハウスがあるその周囲でこれだけ大きな面積の農地を非農地にする理由が進入路がないからでは他に与える影響は大きいのではないですか。この辺は何名かでまた調査をして判断してもいいのではないかと。申請者からの文書でしか進入路がないということだが、実際には使っていたということである。使用していなくても農地なので非農地にするのはいかがなものか。

議長 2 番については再調査を要するとして保留にします。他に質疑はございませんか。質疑がないようなのでそれ以外を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 204 号 名護市農業振興地域整備計画の見直しについて)

事務局長 現在、5 年に一度の農振地域の見直しをしております。範囲が広いので、まず概要を説明させていただき、今回外す部分について担当の農地係長から説明します。

農地係長 地域計画の見直しということで、担当の方から説明させていただきます。令和 2 年度の 5 月に申出をしていただき、調査をしたうえで、令和 3 年から沖縄県との協議を進めているところです。今回、農地の編入ということはないので、除外の方を説明します。

- ・農用地区域の考え方の説明
- ・除外の要件や影響について（土地改良区内だから除外できない、ということはない等）
- ・計画の決定までの流れ

事務局長 今回の農地を守らないといけないという議論については、名護市の計画の中で都市マスタープランというものがあまして、きちんと農業するという

事務局長 のは位置づけられています。その委員の方には会長も入ってますので、基本的に農地を守る場所というのはあります。その中で際にある部分が狭められてきていて、農振についてどこを削るのかという議論だと思います。実際にこの農地を守りましょうというのは今やっている人・農地プランだったり地域計画に基づいて、今後皆さんの方でしっかりとリーダーシップを取っていただいてやっていかないといけないというのが定められているということですので、今すぐどうこうというのは難しいと思います。ただ、今、我々に課せられているのは、今後どういうふうに農地を守っていくのか、そして中々農業は出来ないけれども農地は守っていきましょうという2段階の業務がありますので、しっかりここは、今委員が関係ないと言ったのですが、我々これからはここをしっかり取り組み進めていかないといけないということがありますので、ご理解いただきたい。

 敢えて今、この農振についての説明をしているのは、農振の総合見直しをするときに皆さんに投げていないです。正直、これを皆さんに投げたところで皆さんこれを活用する方達が皆さんに圧力をかけてくるんですけど、我々としては農業委員に了解を得たというのが、委員として入っている会長1人の責任になり兼ねないというのがあるので、皆さんにここいいですか悪いですかという確認ではないですが、せめて皆さんは自分の地域がどういうふうに話が進められているのかということを確認して頂きたいのと、言うように今後こういうことがあるとおかしいよねということ意識して頂きたくて、敢えて議案に上げています。議案としてあげているのでこれが白か黒かというのは難しいと思いますが、これは名護市の案として皆さん確認しましたよっていうことにさせて頂きたいと思います。また、個別で各地区で担当が確認したいところは担当と確認していただきたいと思います。ここに出されているのは、我々が調査してここは外せるだろうというふうに考えた案であります。ここからまた県に上げて議論があり変わっていく可能性がありますので、これが一人歩きしないように留意してください。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
 質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農用地利用集積計画に関する意見について)

農地係 中間管理機構に土地をお預けして10年間設定した物から、途中で解約があつて次の人を誰に決めようかそういう物になっています。

喜瀬の土地で面積が2,573㎡。沖縄県農業振興公社から個人へ土地の貸借の件になります。個人の方を決めるにあたって前回の総会で説明した通り選ぶのをどうしようか、今まではポイント制を使って選んでいました。地域に話を聞いてそういう人がいないか相談のなかで決められる制度です。第一番手になっています。喜瀬地区の担当の推進委員の立会いのもと現地も見ながら、今回の土地をどういう風に使うのか、水稻・田イモと聞いて妥当ではないか結論に至りました。農地利利用集積計画の案として出させていただいています。立ち合いをしてもらった農業委員に個人の方についてのお話をしていただけたらと思います。お願いいたします。

委員 現在、個人の方を推薦しています。作物は水稻・田イモです。水稻は主に黒米を栽培しています。販売先は道の駅やファーマーズを中心にしていきます。地域では長年、専業農家をしています。間違いなく人・農地プランの受け手として指名されてますので大丈夫だと思います。以上です。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これもちまして、第33回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 伊波 實 印

署名委員 具志堅 安盛 印